相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市一色町一色亥新田五七番地、最後の住所愛知県西尾市吉良町宮崎丸山一四番地一　特別養護老人ホームレジデンス宮崎　被相続人　亡　鈴木　なみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十七日

愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田一〇番地　たけや司法書士事務所　相続財産管理人　竹谷　晴彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市北島町字北島六二番地の九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　市川　知里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十七日

愛知県豊橋市白河町六一番地ターミナルプラザ八〇一　相続財産管理人　弁護士　足立陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区中村北二丁目二番地、最後の住所大阪府四條畷市大字中野一七六番地の六リーデンススクエア四條畷四〇九　被相続人　亡　池田志津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十七日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号和光ビル六階　相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県浮羽郡柴刈村大字八幡一四三番地、最後の住所福岡県浮羽郡田主丸町大字八幡一四三番地　被相続人　亡　丸林　ソ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十七日

福岡県久留米市中央町三三番地六　東久保険第一ビル五階　三溝直喜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三溝　直喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区柳町一丁目一一三番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区中津口一丁目二番三―九一〇号　被相続人　亡　市橋　勇次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十七日

事務所福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号　小倉朝日ひびきビル三〇三号　平和通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀市諸富町大字寺井津七二番地、最後の住所福岡市東区香椎三丁目四八番二三号　被相続人　亡　山﨑　信英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十七日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一―四〇一号　相続財産管理人　司法書士　本田　昇

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年一月二十七日

札幌市中央区北三条西二〇丁目二番二八　株式会社北海道税理士会館　代表取締役　石丸修太郎

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

今井　智雄　札幌市豊平区中の島一条一丁目五番一八―二一〇　普通株式百株　に七五六号

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年一月二十七日

埼玉県川口市青木二丁目五番一〇号　埼玉建興株式会社　代表取締役　武井　美親

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

土井小夜子　埼玉県さいたま市南区別所二―二九―一　普通株式三六株　六七五～六九五、二一一七、二一一八、三〇四五～三〇五〇、三八三〇～三八三五、三五六一、四二九三～四三〇一、七二七、八〇三、三六一七、三六一八、四三〇二～四三〇七、四四二二、四四二三

柴垣　雄　埼玉県桶川市川田谷二三五三―五　普通株式三株

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成27年1月27日

東京都千代田区紀尾井町3番30号　公益社団法人不動産保証協会

記

年度号番	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平26不保808	株式会社白須建築事務所	北海道知事石狩(5)6082	北海道札幌市中央区宮の森2条9―4―31	1000万円
平26不保809	有限会社リンダ	北海道知事石狩(4)6446	北海道札幌市中央区南九条西3―2―5	〃
平26不保810	有限会社オフィスハウスK	北海道知事石狩(3)6964	北海道札幌市中央区北五条西27―3―12	〃
平26不保811	株式会社NEXUS	北海道知事石狩(2)7242	北海道札幌市中央区南一条西9―5―1	〃

年度号番	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平26不保808	株式会社白須建築事務所	北海道知事石狩(5)6082	北海道札幌市中央区宮の森2条9―4―31	1000万円
平26不保809	有限会社リンダ	北海道知事石狩(4)6446	北海道札幌市中央区南九条西3―2―5	〃
平26不保810	有限会社オフィスハウスK	北海道知事石狩(3)6964	北海道札幌市中央区北五条西27―3―12	〃
平26不保811	株式会社NEXUS	北海道知事石狩(2)7242	北海道札幌市中央区南一条西9―5―1	〃

記（代表者の）氏名　代表取締役　白須義正　代表取締役　和田高幸　代表取締役　角田三芳　代表取締役　佐藤哲